

年 月 日

保健所長 様

施術者 住 所

氏 名

電 話 ( )

滞 在 出 張 業 務 開 始 届

岐阜市を除く岐阜県内に滞在して、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの業務を開始したいので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の4の規定により、次のとおり届け出ます。

業務を行う場所		電 話	
業務を行う期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	目の見えない方の場 合は「〇」	
業 務 の 種 類	免許証の交付者、免許登録番号及び登録年月日		※免許証 確認欄
あん摩マッサージ 指 圧	大臣 知事	第 号 年 月 日	
は り	大臣 知事	第 号 年 月 日	
き ゅ う	大臣 知事	第 号 年 月 日	

(注意事項)

- 1 施術者は、この届出書を事前に業務を行う場所を所管する保健所に提出してください。
- 2 業務に従事する施術者について免許証の原本を提示してください。
- 3 副本の返却を希望する場合は、届出書類を正副2部提出してください。
- 4 ※欄は、記入しないでください。